

東京医療保健大学大学院医療保健学研究科入試・広報委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学大学院医療保健学研究科における入学試験の実施及び広報活動に関する事項について検討を行うため、医療保健学研究科入試・広報委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 入学者選抜試験の実施計画に関する事項
- (2) 学生募集要項等の作成に関する事項
- (3) 入学者選抜試験問題の作成及び管理に関する事項
- (4) 入学試験場の設定、監督その他入学者選抜試験の実施に関する事項
- (5) 入学者選抜試験の採点及び合格判定資料の作成に関する事項
- (6) その他入学試験及び広報に関する事項

(構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 医療保健学研究科教授会において任命する研究科担当専任教員
- (2) 五反田事務部長
- (3) 研究科長は必要に応じて出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる

(委員長等)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、五反田事務部で行う。

附 則 この規程は令和5年4月1日から施行する。